

労務に関する法改正情報

●厚生年金保険料率の変更

実施時期：平成22年9月より

厚生年金保険料	会社負担	本人負担
16.058%	8.029%	8.029%

●最低賃金が変更されます

10月29日より左記のように変更されました。

変更前	変更後
669円	681円

昨年と比べ、12円アップしています。

●雇用保険遡及加入の取り扱い

退職した場合の雇用保険の失業手当を受けることのできる所定給付日数は、年齢、被保険者であった期間、退職理由等によって決められますが、退職に伴って失業手当の給付を受けようとする際、雇用保険に加入していたことが要件となります。事業所が雇用保険の加入の届出を行っていない場合、これまで、2年内の期間に限り、遡って加入手続きが可能でした。平成22年10月1日から、雇用保険が給与から天引きされていたことが明らかである場合は、2年を超えて遡って、雇用保険の加入手続きができるようになります。

【対象者】

- ①平成22年10月1日以降に退職した者
※平成22年10月1日よりも前に退職した者については対象となりません。
- ②在職中の者

【加入手続き】

2年を超えた期間について、雇用保険料が給与から天引きされていたことが確認できる書類(給与明細、源泉徴収票など)を、ハローワークに持参します。

●助成金不正受給防止対策の強化第3弾

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金の不正受給が全国的に問題になっていますが、主には…)

①偽装休業

ハローワークへ休業の申請をしているのに、実際は出勤し仕事をさせているケースです。北九州市の大手企業も偽装休業を行って摘発されました。偽装休業を行っている企業には見積もりで負けて仕事を受注できないとの声が各方面で聞かれます。労働者と企業が口裏合わせをしていれば、現行犯でない限り表面化し難いのですが、会計検査院も不正受給摘発に向けてノウハウを収集・分析し着々と準備を進めているようです。

②偽装教育訓練

これは制度的にも問題があると考えます。休業の助成金にプラスして教育訓練費として中小企業では1日当たり6,000円の助成金が支給されます。休業とセットで1日当たり約13,500円です。企業によっては本来の日給単価を超えることもあり、これが不正を誘発する一因になっていると指摘もされており、既に助成金の減額が決定されています。

厚生労働省は、不正防止対策強化の第3弾として、平成22年11月1日以降の申請分から不正受給が判明した場合、以下のことを公表することとしました。

- ・事業主の名称と代表者氏名
- ・事業所の名称・所在地・概要
- ・不正受給の金額・内容

不正受給額の返還、不正受給後一定期間の助成金の不受理、悪質事案については刑事告発も当然右記の内容と並行して行われます。かつて小淵内閣時に創設された『中小企業人材確保助成金』も全国的に不正が横行しましたが、今回はその比ではないとの声も聞かれます。相次ぐ要件緩和の結果、平成21年度の1年間だけでも約6500億円もの国費が投入され、現時点ではおそらく1兆円以上のぼるものと思われれます。これにより一定の効果はあるのでしょうが、一方、不正の横行で助成金の趣旨を大きく歪めているのも事実です。この助成金の不正は当事者の一方が口を割れば辛くなる式に発覚するもので、不正発覚のきっかけは、労働者(退職者)からの労働局、ハローワークへの申告が多いかもしれません。

赤井労務マネジメント事務所

社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.6064.jp>